

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

愛南町「ともにあゆみ育て創造するまちづくり」計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

愛媛県、愛媛県南宇和郡愛南町

3. 地域再生計画の区域

愛媛県南宇和郡愛南町の全域

4. 地域再生計画の目標

【地域特性】

愛南町は、愛媛県の南端に位置しており、北は宇和島市に、東は高知県宿毛市に接し、南は黒潮躍る太平洋を望み、西は豊後水道に面している。

人口は約
27,000人、
広さは、東
西28.7キ
ロメー
トル、
南北18.3
キロメー
トル、面積約
240平方キ



ロメートルである。町の北部には四国山脈から分岐した篠山山脈があり、ここを発した僧都川の流域に平野が開けている。海岸部は、美しい景観のリアス式海岸を形成し、「足摺宇和海国立公園」に指定されており、スキューバダイビングや磯釣りの名所として全国的にも有名で、自然環境に恵まれた地域である。気候は、四季を通じて温暖で、梅雨期には雨が多く南海型気候の特色を持っている。

産業は、まき網漁や一本釣り漁、ハマチ・タイ・真珠母貝等の養殖漁業を中心とする水産業や、甘夏柑や愛南ゴールド等の柑橘農業が盛んである。特に、水産業については日本有数の有力な生産基地であり、真珠母貝の生産は日本一である。また、海中公園や南予レクリエーション都市公園など観光資源に恵まれている。

交通の現状は、四国 8 の字ルート的高速道路網が未完成であり、鉄道もないため、国道 56 号に依存せざるを得ない状況となっている。このため、災害時の代替路・緊急輸送路の確保、都市圏への安定的な生鮮品の供給、広域的な交流・連携の推進などに大きな役割を果たすべく、高速道路網の整備が進められている。また、町民の生活に密着した町道は、山間部や沿岸部といった集落が点在している周辺地域などで未整備区間が多く残されている。周辺地域における道路整備の遅れは、非常時における緊急車両の円滑な通行に支障があるほか、日常においても他に交通手段のない周辺地域住民に不便な生活を強いることになり、深刻な問題である過疎化や高齢化を進行させる原因にもなっている。

【地域再生の目標】

愛南町では、“人と自然が共生するまち”、“人と人が協働するまち”、“人と地域が共栄するまち”を基本理念としてまちづくりを進めている。

人と自然が共生するためには、山間部や沿岸部に点在している集落の存続が不可欠であり、生活環境を改善して定住化を促進する。基幹産業である農林水産業は、豊かな農業・漁業資源を活かして品質や安全性にこだわり、本物志向の消費者ニーズに応えられる高付加価値型へ発展させるため、『愛なんブランド』の確立を目指している。また、農林水産業を活用した体験型観光地、自然や歴史文化などの資源を活用した滞在型観光地への発展を目指している。

これらの取組みにより、定住化を促進し、人と自然が共生するとともに、人と人が協働して地域とともに共栄するまちを目指す。

（目標 1）集落の生活環境の向上

集落と主要道路及び集落間のアクセスが改善する世帯 1,914 世帯

(目標2) 若者(20代、30代)の定住意向の向上・・・・・・・・・・ 14%増
町民アンケートにて「ずっと住み続けたい」と回答した人の割合
36% (平成17年) → 50% (平成24年)

(目標3) 『愛なんブランド』の確立・・・物産品販売所の販売額 5%増
161,400千円(平成18年度の物産販売所における農産物販売額)
→ 169,500千円(平成24年度の物産販売所における農産物販売額)

(目標4) 交流人口の増加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15%増
地域の特色を活かしたイベント参加者
3.5万人(平成18年度) → 4万人(平成24年度)

(目標5) 木材生産量の増加
1,388 m³ (平成18年度) → 1,500 m³ (平成24年度)

(目標6) 間伐実施面積の向上
675 ha (平成19年度) → 1,050ha (平成24年度)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1. 全体の概要

豊かな自然の保全や、農林水産業や観光産業の発展を図っていくためには、生活環境を改善して定住化を促進する必要がある、住民の生活に密着した町道を中心に整備する。また、移住を考えている方を支援して、積極的に受け入れる。

その他、魅力あるまちにするため『愛なんブランド』の確立を目指すとともに、「愛南大漁まつり」「県境篠山騒動どろんこサッカー大会」「トレッキング・ザ・空海 あいなん」等地域の特色を活かしたイベントや「グリーンツーリズム」の促進により、地域の活性化と交流人口の増加を図る。

また、豊かな山を守り豊かな海を育てるための森林の公益機能を保全するには、間伐等による森林機能回復や適正な管理が求められる。林道を整

備することにより、木材搬出の効率化等の林業振興はもちろん、森林管理や整備の改善を図る。

5-2. 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用して行う事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を終了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・ 町道脇田2号線：道路法に規定する町道に昭和58年6月24日に認定済み。
- ・ 町道長洲線：道路法に規定する町道に昭和56年3月28日に認定済み。
- ・ 町道貝塚長洲線：道路法に規定する町道に昭和56年3月28日に認定済み。
- ・ 町道長月循環線：道路法に規定する町道に昭和56年3月28日に認定済み。
- ・ 町道不老線：道路法に規定する町道に昭和59年3月9日に認定済み。
- ・ 町道古宅岡駄場線：道路法に規定する町道に昭和58年3月28日に認定済み。
- ・ 町道北表線：道路法に規定する町道に昭和58年3月28日に認定済み。
- ・ 町道小山線：道路法に規定する町道に昭和58年3月28日に認定済み。
- ・ 林道：森林法による南予地域森林計画（平成19～28年度）に路線を記載。

[施設の種類（事業区域）、事業主体]

- ・ 町道（愛南町）、愛南町
- ・ 林道（愛南町）、愛南町

[事業期間]

町道（平成20～24年度）、林道（平成20～24年度）

[整備量及び事業費]

町道 2.1km、林道 1.5km

総事業費 580,000千円（うち交付金 290,000千円）

（内訳）町道 436,000千円（うち交付金 218,000千円）

林道 144,000千円（うち交付金 72,000千円）

5-3. その他の事業

◆ 『愛なんブランド』の確立

愛南町では「自然あふれるふるさと」から生まれた特産物や、地域が伝承する文化や風習などを活かした『愛なんブランド』の確立を目指している。現在、道の駅や町営温泉施設に併設されている販売所及び都市部のアンテナショップ等での販売活動や PR 強化、インターネットを活用した情報交換や販路拡大を図るとともに、魅力ある商品づくり等を行政と地域が一体となって推進している。

◆ 愛南大漁まつり

リアス式海岸の御荘湾の干潟で明治時代から行われている「立て干し網」という伝統行事である。4月下旬から5月上旬の大潮の日に対岸までの約700mを網で仕切り、干潮時に逃げ場を失った魚をタマや手づかみでとる行事である。また、四国一のカツオの水揚げ量を誇る深浦港のカツオをアピールするため、カツオの即売やタタキの実演販売なども行われる。

◆ 県境篠山騒動どろんこサッカー大会

「美しい自然に恵まれたふるさとを広くアピールし、地域に誇りと愛を持って、地域をより良くしていこう」と地元の青壮年グループが主催して毎年9月に行われているイベントである。稲刈りの終わった田に水を引き入れ、泥田のコートでどろまみれになって行うサッカー競技で、県内外から約50チームが参加して行われる。イベントは、どろんこフラッグス、どろんこウナギつかみや、特産品販売等も行われている。

◆ トレッキング・ザ・空海 あいなん

四国霊場88ヶ所のへんろ道を歩くイベントであり、豊かな自然の中を歩きながら自然の大切さを実感し、自然保護の重要性を再認識することを目的としている。沿道では地元ボランティアによる「お接待」も行われ、参加者と地域住民の交流も深められている。青空コンサートや句会ライブ等も行われている。

◆ 闘牛大会

闘牛の発祥の地といわれている愛南町では、年3回の定期場所が行われている。土俵上で1トンを超える巨大な牛が荒々しく激突し、迫力満点の愛媛県南予地方ならではの行事である。定期大会とは別に予約制の観光闘牛も行われている。

◆ グリーンツーリズムの促進

農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ体験型観光事業を進めている。地域の暮らしに根付いた体験として、農業の収穫作業や漁業の養殖魚への餌やり、郷土料理づくりのほか大自然の中での遊び等さまざまな観光プランを用意している。

◆ UI ターン者への支援

愛南町では移住を考えている方への支援として、インターネットによる情報提供や質問と相談受付のほか、愛南町で4日間のお試し生活ができる「お試し移住プラン」を実施している。

◆ 林内作業路の開設

林道整備箇所では、林内作業路を開設して、木材生産及び間伐に伴う搬出作業の省力化を図る。

◆ 森林整備の実施

森林整備地域活動支援交付金制度、県造林補助事業、愛南町除間伐事業補助金を活用して、森林整備を効率的に実施する。

6. 計画期間

平成20年度～24年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行

い状況把握するとともに、愛南町関係部局で「地域再生計画評価会議」を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

**8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
特になし。**